

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林健治作成名義の控訴趣意書（一）、（二）および
弁護人水田耕一、同三戸岡耕二共同作成名義の控訴趣意書に記載されているとおり
であり、これに対する答弁は、検察官宮代力作成名義の答弁書に記載されていると
おりであるから、これらを引用し、これに対し次のとおり判断する。

弁護人小林健治の控訴趣意第一の二および弁護人水田耕一外一名の控訴趣意第二
点中理由不備の主張について

所論は、要するに、原判決は、自社製の二級清酒を詰めたびんに特級清酒の表示
証を貼布した行為を、内容、品質につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示であるとし
て、不正競争防止法第五条第一号に該当するとしたが、右二級清酒の品質や特級清
酒の内容、品質を具体的に判示せず、右両者間に如何なる差異があり、その結果如
何なる誤認を生ぜしめることになるかにつき何ら判示するところがないから、この
点において原判決には理由不備の違法がある、というのである。

しかし、原判決は、本件清酒の内容、品質につき、これが二級酒であることをすな
わち「特級」でないことおよび被告人Aが、右二級酒に清酒特級の表示証を貼布し
たことを認定判示しているものであつて、後に説示するように、酒税法の規定によ
り、二級の表示証を貼布すべき本件清酒に、本来酒類審議会の審査を受け品質優
なものとして特級の認定を受けた清酒に貼布すべき清酒特級の表示証を貼布す
ることは、本件清酒が、清酒特級であり、かつ、酒類審議会の審査を受け、品質優
なものとして特級の認定を受けた優良酒であると誤認せしめるものであり、商品
たるびん詰清酒に、その品質、内容につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示をしたこと
なることは明らかであるから、原判決には、所論のような理由不備の違法はな
いといわなければならない。論旨は理由がない。

弁護人小林健治の控訴趣意第一点、第三点（法令適用の誤ないし理由不備の主
張）について

所論は、要するに、不正競争防止法第五条第一号は、同条第二号、第三号と異な
り、不正競争の目的を以てすることとされおられ、もつぱら消費者を保護す
るための立法として、不当に一般消費者を誘引しようとする商品の表示、その
広告を禁止するものと解せられるから、その広告、表示をするにつき、不正の利
を得ようとする目的、意図を必要とすべきものと思料されるところ、原判決は、た
んに、「二級清酒に、その内容、品質と異なる清酒特級の表示証を貼布して、これ
をあたかも特級清酒であるかのように装つて移出販売しようとする……一・八リッ
トルびん詰二級清酒合計一万六千四百九十四本に清酒特級の表示証を貼布し」と認
定したに止まり、右目的、意図の認定をしていないから、原判決事実につき不正
競争防止法第五条第一号を適用処断した原判決は、同号の解釈を誤り、その構成
要件の認定を欠くものであり、理由不備の違法があるというのである。

〈要旨第一〉よつて案ずるに、不正競争防止法第五条第一号が、同条第二号、第三
号と異なり不正競争の目的を要件とし、〈要旨第一〉ていないことは、所論の指摘する
とおりであるけれども、同号の行為は、競争の公正と秩序の破壊行為としてとくに
反倫理性が強く、公序良俗、信義衡平に反することが顕著であり、公衆の利益が害
せられる危険が大きいから、不正競争の目的の有無にかかわらず処罰し得るものと
なしたものと解するのを相当とし、所論の主張するように、これを根拠として、右
規定をもつてもつぱら消費者を保護するための立法となし、同号の罪の成立するた
めには、その表示、広告をするにつき、不正の利得を得ようとする目的、意図の存
在することを必要とするものと解することはできない。ひつきよう、論旨は独自の
見解であつて採用することはできず、原判決には所論のような法令適用の誤ないし
理由不備の違法は認められないから、この点についての論旨は理由がない。

弁護人水田耕一外一名の控訴趣意第一点（法令適用の誤ないし理由不備の主張）
について

所論は、要するに、不正競争防止法第五条第一号が不正競争行為として禁止しよ
うとしているのは、広告その他の公衆の知り得べき手段、方法をもつて公衆を誤認
に導くおそれのある表示の使用であり、商品にかかるとして公衆を誤認される
のも、通常の場合商品に公衆性があり、その表示が一種の広告的作用を営むか
ら外ならない。したがつて、同号による虚偽表示の禁止は、公衆に向つて虚偽表
示をなし、それにより公衆を誤認に導き、もつて自己の商品に不正に公衆を誘
引しようとする行為を処罰しようとするものであるということから、同号は、行為

定を受け得なかつたことが認められ、このような実績に照らすと、本件清酒が、被告人会社の自信のある優良酒であつたとしても、法定の審査にかけた場合、果して所期のとおり特級の認定を受け得たかどうか疑いがないわけではないといわざるを得ないのである。

〈要旨第三〉清酒の級別の認定は、このような酒造業者の推す優良酒に対して、徴税の便宜をもちかねてその格付けを行なうものであり、その格付け自体および格付けの方法等に異論のあり得ることは、所論の指摘するとおりであるけれども、現行制度上清酒の級別制度が行なわれており、一般公衆が右級別の審査、認定、表示等に即応して清酒の銘柄とその級別を指定してこれを注文し購入している現在の取引の実態や慣行のもとにおいては、級別の認定を受けていない清酒を詰めたびんに清酒特級の表示証を貼布することは、たとえそれが所論の主張するような優良酒であるとしても、右級別制度上本来二級酒であるべきものを特級酒と偽るもので、商品の内容につき誤認を生ぜしめるものであり、また品質については、もともと公式の酒類審議会の審査を受け、品質が優良なものとして特級の認定を受けたものでない清酒を、正式に特級の認定を受けた品質優良な清酒であると誤認せしめるものであることは明らかであるから、被告人Aが、被告人会社の業務に関し、同社製造にかかる一・八リットルびん詰二級清酒七五〇本、一万三五本および五七〇九本に清酒特級の表示証を貼布した本件所為は、不正競争防止法第五条第一号所定の「商品にその品質内容……につき誤認を生ぜしめる虚偽の表示を為したるもの」に該当するものといわなければならない。なお、所論は、同被告人において不正に利得をする目的がなかつた旨主張するけれども、右の主観的目的の存否は、同号の罪の成否に影響を及ぼすものでないことは、前に説明したとおりである。

それ故、原判決には所論のような事実誤認ないし法令適用の誤はなく、論旨はいずれも理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 吉川由己夫 裁判官 瀬下貞吉 裁判官 竹田央)